

## 第 4 3 号議案

志木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

志木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年志木市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 2 号中「6 万 4, 1 0 0 人」を「7 万 4, 4 0 0 人」に改め、同項第 3 号中「3 万 1, 1 0 0 立方メートル」を「3 万 1, 9 3 0 立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 7 月 1 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

荒川右岸流域下水道事業計画の変更に伴い、経営の基本に関する規定の整備をしたいので、下水道法第 2 5 条の規定により、この案を提出するものである。